大子町告示第２８－６号

　大子町中小企業者経営改善・創業等支援補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和７年３月３１日

大子町長　　高　梨　哲　彦

　　　大子町中小企業者経営改善・創業等支援補助金交付要綱

　大子町中小企業者経営改善・創業等支援補助金交付要綱（令和６年大子町告示第３１号）の全部を改正する。

　（趣旨）

第１条　この要綱は、町内における地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、社会情勢等の変化に応じた持続的な経営に向けた取組並びに創業、事業承継及び新規出店（以下「創業等」という。）を行う者に対し、これらに要する費用について、予算の範囲内において中小企業者経営改善・創業等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成２２年大子町規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者又はそれに準ずる者をいう。

(2) 町内中小企業者　中小企業者であって、町内に事務所、店舗、工場等（以下「事業所等」という。）を有するものをいう。

(3) 創業　事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条の規定による開業の届出をして町内で新たに事業を開始すること、又は町内に法人を設立して新たに事業を開始することをいう。

(4) 事業承継　事業を営んでいない個人又は中小企業者が、町内中小企業者の事業を承継し、町内で事業を開始することをいう。

(5) 新規出店　町内に事業所等を有していない中小企業者が、町内に新たに事業所等を設置し、事業を開始することをいう。

(6) 創業等の日　個人事業主にあっては開業の日、法人にあっては法人の設立日をいう。ただし、事業承継にあっては代表者の変更日をいい、新規出店にあっては町内での事業開始日をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内中小企業者

(2) 第７条に規定する申請時において創業等をしていない者であって、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の完了までに創業等をしている者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 公序良俗に反する事業を行う者

(2) 別表第１に掲げる業種に該当する事業を行う者

(3) 納期が到来している町税等に未納がある者

(4) フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行い、又は行おうとする者

(5) 仮設又は臨時の事業所等その設置が恒常的でない事業所等で事業を行い、又は行おうとする者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者

(7) 同一の事業に対して、町又は他の団体から別に補助金の交付を受けている者（次条第５号に該当する事業を申請する場合除く。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象者として適当でないと認める者

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新商品開発・販路開拓事業（町内中小企業者が、競争力の強化等を目的として、新市場への参入及び新規顧客の獲得に向けた販売方法の導入、商品の改良、開発等を行う事業）

(2) 人材不足対策・人材確保事業（町内中小企業者が、人材不足解決を目的として、新たな設備等の導入による生産性向上（業務効率化）に資する事業又は求人媒体活用等による求人活動を行う事業）

(3) 創業等事業（地域活性化及び雇用の創出を図るために創業等を行い、実施する事業）

(4) 国補助金活用事業（町内中小企業者が、国が実施するものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金及びこれらに類似する事業（以下「国補助金」という。）の交付の決定を受け、実施する事業）

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第２に定めるものとし、町長が適当であると認めるものに限る。この場合において、前条第４号に該当する事業を申請する場合を除き、補助金の交付の決定を受けた後に発生したものを対象とする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、２５万円を限度とする。ただし、第４条第４号に該当する事業を申請する場合は、定額１０万円とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とし、５０万円を限度とする。

(1) 中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５２条第１項の規定に基づき先端設備等導入計画の認定を受け、当該計画の内容に関連する補助対象事業を実施する場合（第４条第１号から第２号までに該当する事業を申請する場合）

(2) 中小企業等経営強化法第１４条第１項の規定に基づき経営革新計画の承認を受け、当該計画の内容に関連する補助対象事業を実施する場合（第４条第１号から第２号までに該当する事業を申請する場合）

(3) 中小企業等経営強化法第１７条第１項の規定に基づき経営力向上計画の認定を受け、当該計画の内容に関連する補助対象事業を実施する場合（第４条第１号から第２号までに該当する事業を申請する場合）

(4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号）第１３条第１項の規定に基づき県が策定した「茨城県全域基本計画」又は「茨城県県北地域基本計画」に沿って作成した地域未来牽引事業計画の承認を受け、当該計画の内容に関連する補助対象事業を実施する場合（第４条第１号から第２号までに該当する事業を申請する場合）

(5) 大子町創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業の支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第７条第１項の規定による証明を受けた者が創業する場合（第４条第３号に該当する事業を申請する場合）

３　前２項の場合において、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の実施前に、中小企業者経営改善・創業等支援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第２号・様式第２号の２・様式第２号の３・様式第２号の４）

(2) 収支予算書（様式第３号）

(3) 市町村税完納証明書

(4) 住民票の写し（事業を営んでいない個人又は個人事業主である場合）

(5) 定款又はこれに準ずるものの写し（法人である場合）

(6) 登記事項証明書の写し（法人であって、決算期を一度も迎えていない場合）

(7) 開業の届出書の写し（個人事業主であって、決算期を一度も迎えていない場合）

(8) 営業許可書等の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合）

(9) 直近１期の決算書類の写し（個人事業主又は法人であって、決算期を一度以上迎えている場合）

(10) 前条第２項第１号から第４号までのいずれかに該当する場合、当該認定、承認又は証明を受けたことが分かる書類の写し

(11) 補助対象事業に係る経費の内訳が分かる書類の写し

(12) 補助対象事業の実施前の状況が分かる書類の写し

(13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　前項の規定に関わらず、第４条第４号に該当する事業を申請する場合は、国補助金の交付の決定の日の属する年度の末日までに、中小企業者経営改善・創業等支援補助金（国補助金活用事業）交付申請書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 市町村税完納証明書

(2) 住民票の写し（個人事業主である場合）

(3) 開業の届出書の写し（個人事業主であって、決算期を一度も迎えていない場合）

(4) 定款又はこれに準ずるものの写し（法人である場合）

(5) 登記事項証明書の写し（法人であって、決算期を一度も迎えていない場合）

(6) 営業許可書等の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合）

(7) 直近１期の決算書類の写し（個人事業主又は法人であって、決算期を一度以上迎えている場合）

(8) 国補助金の交付の決定を受けたことが分かる書類の写し及び当該国補助金の交付申請時に提出した事業計画書等の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第８条　規則第４条の規定に基づき補助金の交付の決定をした額については、増額はできないものとする。

（実績報告）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業が完了した日から３０日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに中小企業者経営改善・創業等支援補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第６号）

(2) 補助対象事業に係る経費の支払いを証明する書類の写し

(3) 補助対象事業の実施後の状況が分かる書類の写し

(4) 定款及び登記事項証明書又は開業の届出書の写し（第４条第３号に該当する事業を申請した場合）

(5) 営業許可書の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合）

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付手続の省略）

第１０条　第４条第４号に該当する事業を申請する場合は、規則第１８条の規定により、規則第１０条に規定する実績報告及び規則第１１条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

（事業の状況等の報告）

第１１条　補助決定者は、補助金の交付決定を受けた年度終了後５年間、当該補助事業実施後の事業の状況等について、毎年度終了後９０日以内に中小企業者経営改善・創業等支援補助金事業状況等報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 直近１期の決算書類の写し

(2) 前項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（協力及び情報の公表）

第１２条　補助決定者は、町長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これらに協力しなければならない。

２　町長は、補助決定者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、当該補助決定者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

（申請の制限）

第１３条　補助金の交付は、一の補助対象者につき一の年度において１回限りとする。

２　補助決定者は、交付の決定を受けた年度の次年度以後３年間は、第４条第１号及び第２号に該当する事業のうち、同一事業について、第７条に規定する申請をすることはできない。

３　第４条第３号に該当する事業について、同一の者に対する補助金の交付は、１回限りとする。

（財産の管理等）

第１４条　補助決定者は、補助金により取得し、又は効用の増加をした財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（補助金の返還）

第１５条　町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められたとき。

(3) 町内で事業を継続して５年以上行わなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア　死亡又は病気若しくはけが等の理由により事業を継続できない場合

イ　天災地変その他の避けることができない理由により事業の継続が困難である場合

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、事業を継続できないことがやむを得ないものと町長が認める場合

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の大子町中小企業者経営改善・創業等支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。